

「社会福祉法人ひがしの会」の設立認可について

R4.3.24 地域福祉課

1 社会福祉法人の設立認可に係る経緯

医療法人社団ひがしの会は大崎上島町で介護老人保健施設を運営していたが、医師確保が困難となったため、この施設を特別養護老人ホームに転換し「社会福祉法人ひがしの会」を設立したうえで運営することとなったものである。

なお、特別養護老人ホームは医療法人が運営することはできない。

【設立認可までの経緯】

令和3年4月13日 「社会福祉法人ひがしの会」の設立認可申請書が県に提出

令和3年4月15日 法人の設立認可について広島県社会福祉審議会（社会福祉法人審査専門分科会）に諮問

令和3年5月17日 広島県社会福祉審議会（社会福祉法人審査専門分科会）から法人の設立認可について適当と認める旨の答申

令和3年5月18日 「社会福祉法人ひがしの会」の設立を認可

2 法人の概要

設立法人名	社会福祉法人ひがしの会
事務所の所在地	豊田郡大崎上島町東野 2701 番地
法人代表者 (理事長)	湖山 泰成 ※医療法人社団ひがしの会が属する湖山医療福祉グループ (全国各地で高齢者施設・療養施設を運営)の代表者。
社会福祉事業	特別養護老人ホーム(開設認可:R3.7.12, 事業開始:R3.8.1) 老人デイサービス事業 老人短期入所事業 認知症対応型老人共同生活援助事業 老人居宅介護等事業